

## 指定障害福祉サービス事業者等 指定申請・各種届出の手引き

本資料では、新規に事業所を開設する際の手続きをはじめ、指定更新や変更申請、業務管理体制の届出等、主な届出の提出期限や申請方法についてまとめています。手続きによって、必要な届出や提出期限が異なりますので、必ずご一読ください。



※松山市に所在する事業所等については、申請に必要な様式や申請受付期間は、市ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

目次

**I 指定（更新）申請・体制届・変更届等に係る留意事項について** . . . . . P 3

1 指定申請（新規）について . . . . . P 3

2 指定の更新申請について . . . . . P 5

3 変更届について . . . . . P 6

4 指定の変更申請について（特定のサービスにおける利用定員の増加等の場合） . . . . . P 8

5 廃止届・休止届・再開届について . . . . . P 9

6 体制届について（介護給付費等の算定に係る体制等に変更があった場合） . . . . . P 10

    ○ 定員規模別単価の取扱いについて . . . . . P 11

    ○ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算について . . . . . P 11

7 業務管理体制の届出について（事業所の開設、法令遵守責任者等の変更等） . . . . . P 14

**II その他留意事項について** . . . . . P 16

    サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する注意点 . . . . . P 16

- **指定申請（新規）** → 事業所の新規指定を受ける場合
- **指定の更新申請** → 指定の更新を行う場合
- **変更届** → 指定を受けた事業者において、その体制に変更があった場合
- **変更申請** → 生活介護、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設において定員の増員をする場合 又は 障害者支援施設において定員の増員や日中サービスの種類の変更をする場合
- **廃止届** → 事業所を廃止する場合
- **休止届** → 事業所を一旦休止する場合（その後再開することが可能）
- **体制届** → 基本報酬及び加算・減算の申請を行う場合  
（算定要件の体制を整えたものや減算に該当するものとして届出が必要なもの）
- **業務管理体制の届出** → 新規事業所の開設や届出の根拠条文が異なるサービスを追加する場合

根拠条文	指定を受けるサービス	
総合支援法第 51 条の 2	障害福祉サービス	障害者支援施設
総合支援法第 51 条の 31	一般相談支援	特定相談支援
児童福祉法第 21 条の 5 の 26	障害児通所支援	
児童福祉法第 24 条の 19 の 2	障害児入所支援	
児童福祉法第 24 条の 38	障害児相談支援	



## I 指定（更新）申請・体制届・変更届等に係る留意事項について



### 1. 指定申請（新規）について

新規事業の指定申請の前に、事業実施のため、まず以下を確認してください。

- ① 申請者の指定要件（※1）及び人員・設備・運営に関する指定基準（※2）を満たすこと
- ② 各事業の指定基準等、事業の実施にあたり関係法令や通知を理解すること
- ③ 事業計画及び収支計画をしっかりと計画すること（利用者のニーズ、運転資金の準備等）
- ④ 申請に必要な書類（※3）を準備すること

事業開始の2か月前までには各指定窓口（※4）まで事前協議の連絡をいただき、1か月前までに指定申請書（正本）の提出が必要です。

（松山市は、事前協議及び申請受付期間を市ホームページに掲載しているので、そちらをご覧ください。）

審査終了後、申請者に指令書（指定の通知書）を交付しますので、大切に保管してください。

指定等手続きの流れは、[参考資料1](#)を参照してください。

#### ① 申請者の指定要件及び人員・設備・運営に関する指定基準を満たすこと

##### （※1）申請者の指定要件

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）又は児童福祉法に基づき、申請者が指定の欠格事由に該当する場合は、指定（更新）を受けることができません。

（欠格事由）

- ・ 申請者が法人でないとき  
（「療養介護」「短期入所」「医療型児童発達支援」において病院又は診療所が実施する場合を除く。）
- ・ 申請に係る事業所の従業者の員数が、指定基準を満たしていないとき
- ・ 申請者が、設備及び運営に係る指定基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき
- ・ 申請者（役員等及び管理者を含む。）が、障害者総合支援法第36条第3項第4号～第13号（又は児童福祉法第21条の5の15第3項第4号～第14号）に規定する欠格条項に該当するとき  
（欠格条項は、誓約書〔参考様式8〕に記載しています）

平成30年10月1日から、役員等一覧など一部書類が省略されました。法人役員等及び事業所の管理者（施設長）について、指定の欠格条項に該当しないことを自社（団体）で確認してください。

- 法人の定款及び登記事項証明書の目的の中に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」等、実施する事業についての記載が必要です。定款の変更について、所管官庁の認可等が必要な法人は、事前に手続きをお願いします。

（参考）定款等に記載すべき事業の名称

- ・ 障害者総合支援法に基づくもの（各事業の定義は法第5条をご確認ください）  
障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業、特定相談支援事業
- ・ 児童福祉法に基づくもの（各事業の定義は法第6条の2の2、第7条をご確認ください）  
障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害児相談支援事業

平成30年10月1日から、定款、寄附行為の提出が省略されました。（就労継続支援A型を除く）

- 就労継続支援A型事業所を開設する場合は、特に次の点にご注意ください。
  - ・ 指定就労支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。  
(社会福祉事業・・・社会福祉法第2条に掲げる第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業)
  - ・ 指定就労支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する特例子会社以外の者でなければならない。

## (※2) 人員・設備・運営に関する指定基準

- 指定を受けるには、厚生労働省が定める指定基準、最低基準等を満たす必要があります。また、愛媛県及び松山市では、厚生労働省の指定基準及び最低基準の内容に準じた条例を制定していますが、非常災害対策について条例で独自基準を設けています。このほか、報酬告示に定められている要件を満たしたうえで適正な報酬の請求を行う必要があります、事業者としてはこれらの関係法令を把握しておく必要があります。

指定基準等の法令(省令・告示・条例独自基準)及び主な通知は、**参考資料2**をご確認ください。

- 各サービスに共通する基準のポイントは以下のとおりです。

### 人員基準

- 必要な管理者及び従業者はそろえられるか(資格要件のある職種(サービス提供責任者、ヘルパー、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員)は要注意)

### 設備基準

- 施設改修等を行う場合は、計画の段階で、周辺地図及び図面等を持参のうえ相談願います。  
(基準に合っていない場合、更に改修が必要となります。)
- 消防法及び建築基準法上、問題がないか
- 必要な設備・備品が確保できているか

### 運営基準

- 適正な運営が行えるか(関係法令を正しく理解できているか)
- 収支計画、問題ないか(運転資金は準備できるか、利用者が見込まれるか)  
(給付費の振込はサービス提供月から約2か月後になります。)

## (※3) 申請に必要な書類は、「指定(更新)申請必要書類一覧表」**参考資料4**によりご確認ください。

- 新規申請に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。  
**参考資料3**(指定申請書等の様式 掲載ホームページ)をご参照ください。
- 事業計画書には、以下の内容を記載してください。
  - ・ サービスの種類・事業所名
  - ・ 事業の内容(実施するサービスに応じた内容をそれぞれ具体的に記載)
  - ・ 事業開始予定年月日
  - ・ 事業収支見込計算書(事業所の安定的な運営の見込みを確認するため、運転資金や事業収支見込みを計算)
  - ・ 従業者等の体制(実施するサービスに応じた職種及び常勤・非常勤の別を記載)
- それぞれの書類の内容に誤りがなく、提出前に必ず確認してください。  
(審査事項、運営規程、重要事項説明書、利用契約書、勤務体制一覧表等において、それぞれの記載内容が異ならないようご注意ください。)

## (※4) 各指定窓口は、**参考資料6**をご覧ください。



## 2. 指定の更新申請について

法律の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定の有効期間は6年です。有効期間までに指定の更新手続きを行わなければ障害福祉サービス事業者等としての指定の効力を失い、介護給付費等の請求ができなくなります。

引き続き事業を継続する場合、各事業の指定を行っている自治体窓口にて、サービスの種類及び事業所ごとに指定の更新申請を行う必要があります。

更新時期は、指定（または直近の指定更新）時に交付された指令書（指定の通知書）に記載している有効期間満了日の1か月前までに指定更新申請書（正本）の提出をお願いします。

**（松山市は、申請受付期間を市ホームページに掲載しているので、そちらをご覧ください。）**

- 複数の事業を行っている場合、1つの事業の更新時期に、他の事業が更新時期前であっても同時に更新を行うことも可能です。（有効期限は、他の事業も含めて指定更新日から6年間）

ただし、手続きに時間を要しますので早めの申請をお願いします。

### ※愛媛県の場合の取扱い

複数の事業を同時に更新する場合は、同時更新を希望する旨を記載した書類（任意様式）を更新申請書に添付してください。

※ 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）により、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することができることとされたもの

- 更新手続きを怠り、指定の効力が失効した場合、再び事業を行うには新規申請の手続きが必要となります。
- 更新申請に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。  
**参考資料3**（指定申請書等の様式 掲載ホームページ）をご参照ください。



### 3. 変更届について

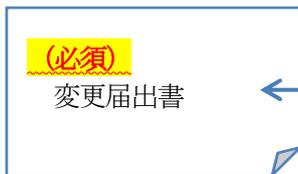
法律の規定により、変更の届出を行う項目は、**変更後10日以内に変更届出書**を提出する必要があります。

届出項目及び添付書類は、「変更届出事項一覧」等 **参考資料5**をご確認ください。

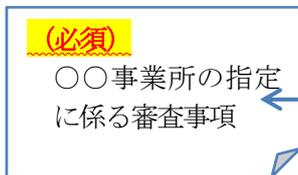
事業所の移転や、従たる事業所の設置等の場合、指定基準等を満たしているか事前に確認が必要となりますので、計画の段階で事前協議をお申し出ください。

- 事業所移転の場合、平面図等の資料により、指定基準等に適合するか事前に確認を行います。  
また、建築基準法や消防法等の基準に適合しているか確認するため、建築基準関係規定に適合していることを確認できる書類（建築確認済証の写しや、問題がないことを建築基準法等担当部署と協議した書面）を変更届出書に添付して提出する必要がありますので、事前にご準備ください。  
この件について、事前協議の際にご相談ください。
- 変更事項がすぐわかるように、変更届出書（鑑文）に変更概要を記載し、変更箇所を色付きにするよう、ご協力ください。（運営規程等の記載内容の変更の場合、新・旧の書類を添付してください。）
- 平成30年10月1日から、役員等一覧など一部書類が省略されました。  
法人役員等及び事業所の管理者（施設長）について、指定の欠格条項に該当しないことを自社（団体）で確認してください。（代表者以外の役員等の変更の場合、変更届の提出は不要）  
（欠格条項は、誓約書〔参考様式8〕に記載しています）
- 変更届出書の様式は2種類（指定申請書の変更、事業開始届の変更）あり、それぞれ変更の届出項目が定められています。（**参考資料5**を参考）

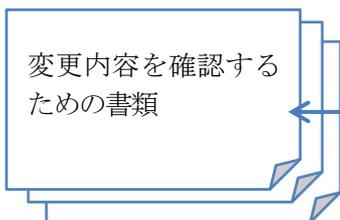
#### 変更届出書類 作成例



**必須書類**  
変更届出書（様式）



**必須書類**  
指定に係る審査事項（指定申請書様式別紙）  
障がい者のサービスは、別紙1～16、  
障がい児支援は、別紙1～8のうち該当事業分



**変更届に必要な添付書類**  
（「変更届出事項一覧」等 **参考資料5**を参照）

※ 変更届出書の項目順に関係書類を添付してください。

● 変更届に添付漏れが散見される書類

① 指定に係る審査事項

内容確認のため、変更届にあわせて必ず提出をお願いします。

② 平均利用者数算定表

指定障害福祉サービス事業所（通所系・居住系）及び指定障害者支援施設において、従業者の数や利用定員の変更等の際に提出が必要です。

③ サービス提供責任者の配置基準の根拠となる前3か月分の利用実績

サービス提供責任者の員数に変更があった場合に提出が必要です。

事業の規模に応じて常勤1人以上をサービス提供責任者とし、業務の実態により更に必要な員数を配置しなくてはなりません。前3か月分の利用実績とは、①月間の延べサービス提供時間、②従業者の数、③利用者数のうちいずれかを事業所において選択してください。①～③のどれを採用するかによって、配置基準が変わりますので、ご注意ください。（詳細は、指定基準の解釈通知を確認してください）

④ 雇用契約書等（雇用関係が分かるもの）

新しく従業者を雇い入れた場合に提出が必要です。

⑤ 【愛媛県の場合】事業の開始に係る変更届出書（愛媛県様式第18号又は第30号の10）

障害福祉サービス事業等開始届出書（県様式第17号）又は障害児通所支援事業等開始届出書（県様式第30号の9）の事項に変更があった場合は、事業の開始に係る変更届出書の提出が必要です。

● 障害者総合支援法に基づく事業の場合 → 愛媛県様式第18号

● 児童福祉法に基づく事業の場合 → 愛媛県様式第30号の10

具体的な該当事項は、**参考資料5**をご参照ください。

● 変更届に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。

**参考資料3**（指定申請書等の様式 掲載ホームページ）をご参照ください。



#### 4. 指定の変更申請について（特定のサービスにおける利用定員の増加等の場合）

特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型（H29.4.1～）、就労継続支援B型）、特定障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）（H30.4.1～）について、利用定員を増加しようとする場合は、変更届ではなく、変更日の1か月前までに指定変更申請書の提出が必要です。

また、指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類の変更、入所定員の増加をする場合も同様に、指定変更申請が必要です。（指定障害児入所施設（H30.4.1～）の入所定員の増加も同様）

この場合は、変更後の届出ではなく、**変更日の2か月前**を目途に各指定窓口まで事前協議を、**1か月前までに指定変更申請書（正本）の提出**をお願いします。

#### 指定変更申請書類 作成例

**(必須)**  
指定変更申請書

##### 必須書類

指定変更申請書

※ 対象サービスの利用定員の増加の場合、変更予定の1月前に提出。

**(必須)**  
〇〇事業所の指定に係る審査事項

##### 必須書類

指定に係る審査事項（指定申請書様式別紙）

障がい者のサービスは、別紙1～16、障がい児支援は、別紙1～8のうち該当事業分

変更後の基準に適合するか確認するための書類

##### 変更後の基準に適合するか確認するための書類

〔「指定（更新）申請必要書類一覧表」[参考資料4](#)や

「変更届出事項一覧」[参考資料5](#)を参照）

※ 指定変更申請書の項目順に関係書類を添付してください。

- 変更申請に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。

[参考資料3](#)（指定申請書等の様式 掲載ホームページ）をご参照ください。



## 5. 廃止届・休止届・再開届について

事業を廃止、休止又は再開する場合には**廃止(休止・再開)届出書**を提出してください。

事業を廃止又は休止する場合には、**廃止(休止)日の1か月前までに**、廃止理由及び現在の利用者に係る他の事業所への引継ぎ等を記載した書類を添付して届け出てください。

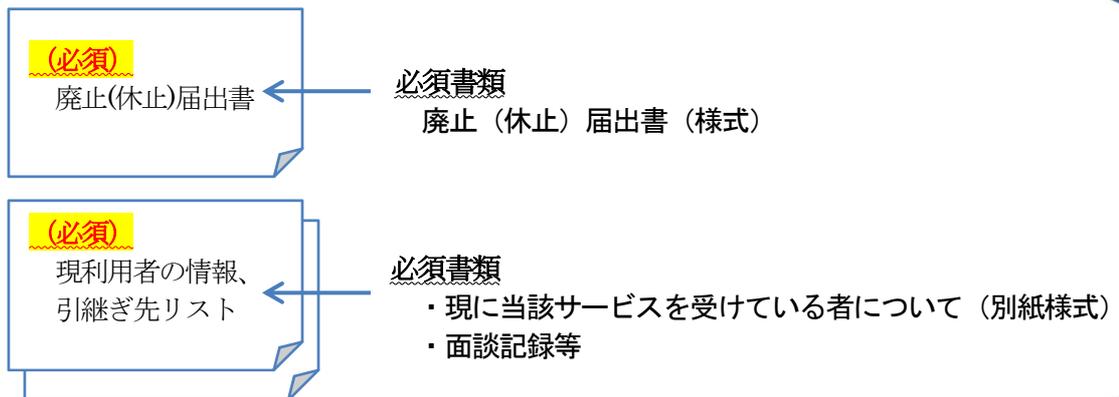
休止していた事業を再開する場合には、**再開後10日以内に届出が必要**です。

休止届を提出した事業所において、再開の目途が立たない場合は、廃止届の提出が必要ですので、適切に届出をお願いします。

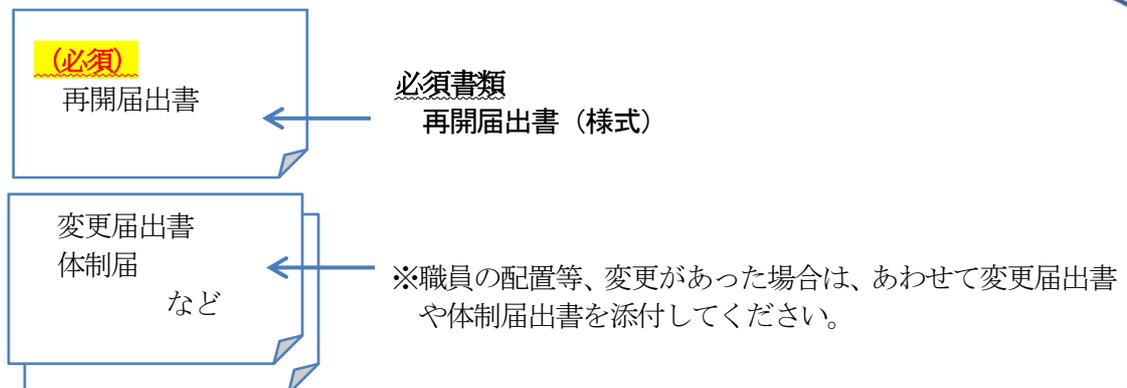
障害者支援施設及び障害児入所施設を辞める場合には**指定辞退申出書を3か月前までに提出**してください。

- 廃止(休止)届及び辞退届を提出する場合は、以下の内容を記載した書類を添付してください。
  - ・現在の利用者の情報(氏名・受給者証番号・連絡先)、引き続きサービスの利用希望の有無と希望者に対する引継ぎ先のサービス事業所名を記載した一覧表
  - ・上記一覧表の作成に当たり、現在の利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者責務を図ったことが確認できる資料
- 様式は2種類(指定申請書の廃止(休止・再開)、事業開始届の廃止(休止))あります。

### 廃止(休止)届出書類 作成例



### 再開届出書類 作成例



- 廃止(休止・再開)届等に必要書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。  
**参考資料3**(指定申請書等の様式 掲載ホームページ)をご参照ください。



## 6. 体制届について（介護給付費等の算定に係る体制等に変更があった場合）

基本報酬及び加算・減算（算定要件の体制を整えたものや減算に該当するものとして届出が必要なもの）については、指定申請にあたり介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表や別表・付表及び体制を整えたことが確認できる書類を提出したうえで報酬算定を行います。

届け出た体制届の内容に変更がある場合は、遅滞なく体制届を提出する必要があります。

算定単位数が増加する報酬・加算等は、毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始となります。（一部例外の加算を除く）

前年度（前年4月～当年3月）実績により報酬・加算の区分や算定可否が決まるものは、4月の指定した日までに届け出れば4月請求分から算定開始となります。

加算が算定されなくなる場合や減算については、事実が生じた日から適用となります。速やかに届出をしてください。

- 体制届等に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。

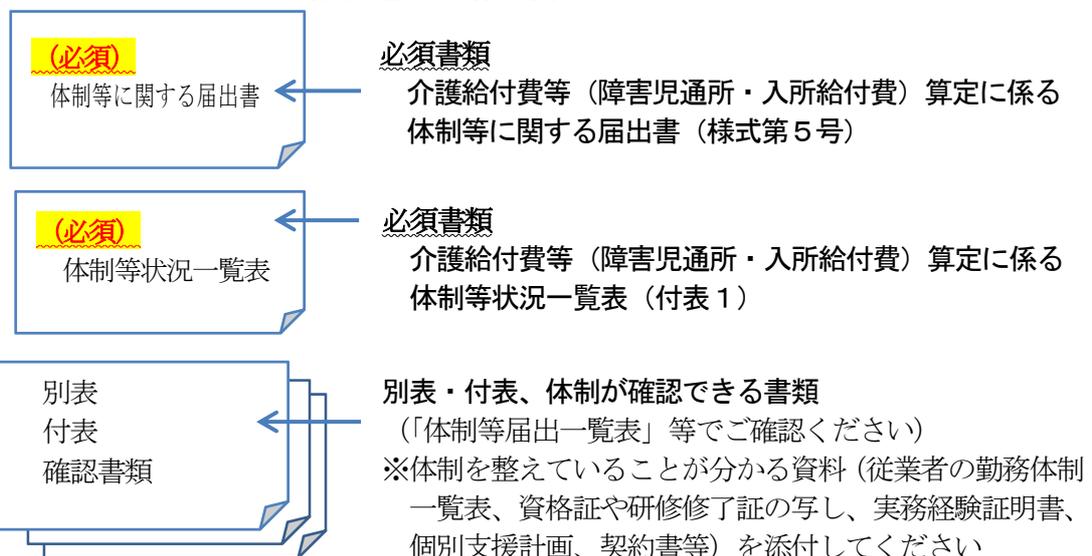
**参考資料3**（指定申請書等の様式 掲載ホームページ）をご参照ください。

- 加算等の届出時期には、要件審査の期間（2週間～1か月程度）を除きますので、早めにご提出ください。
- 加算等の算定時期については、以下のとおりです。

（通常）

- 算定される単位数が増える（報酬が増額となる）場合  
毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始
- 加算等が算定されなくなる（報酬が減額となる）場合  
加算等が算定されなくなった事実が発生した日から算定不可
- 前年度実績等により算定が決まるものは、実績最終月の翌月に提出した場合は当該翌月から算定開始（例外）
- 「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定開始時期  
加算開始月の2か月前までに届出（4月から算定開始する場合は、2月末までに届出）  
※ 処遇改善加算の取扱いについては後述
- 「食事提供体制加算」の算定開始時期  
届出日より算定可能（低所得者である利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるため）
- 「特定事業所加算」（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画（障害児）相談支援）の算定終了日  
事実発生日の翌月初日から算定不可
- その他報酬改定等の影響により特例が設けられる場合があります。

### 体制届出書類 作成例



- 体制等状況一覧表（付表1）には、届出を行うサービスのみ抜粋してください。  
また、一覧表右側の「その他該当する体制等」の欄は、全ての項目について体制の有無や報酬・加算区分等（1, 2, 3…等のアラビア数字）を○で囲み、右端の「適用開始日」の欄には、異動する届出事項にのみ、算定開始（終了）年月日を記載してください。

### ★ 定員規模別単価の取扱いについて

利用定員の規模により報酬単価の区分が設けられているサービスにおいて、報酬単価の区分を決定する定員数については、以下の考えにより決定します。

- 共生型の特例による指定を受けたサービスを行う場合、元の指定サービス及び共生型サービスの利用定員の合計数により報酬を算定。
- 多機能型事業所や複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設または複数の単位でサービスを提供している事業所は、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数により報酬を算定。  
(ただし、多機能型事業所において以下の取扱いにより、従業者の員数の特例によらない人員の配置を行っている場合の例外あり)

#### 【障害者総合支援法】報酬留意事項通知 第二 (6) 定員規模別単価の取扱いについて

③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

⇒ 障害福祉サービスと障害児通所支援を行う多機能型事業所について、利用定員が 20 人未満の場合で各障害福祉サービス事業に置くべき常勤の従業者の員数を満たす場合は、障害福祉サービスは障害福祉サービスの合計利用定員、障害児通所支援は障害児通所支援の合計利用定員を定員規模とする。

#### 【児童福祉法】報酬留意事項通知 第二 (4) 定員規模別単価の取扱いについて

③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第 80 条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

⇒ 障害児通所支援の多機能型事業所について、管理者以外の従業者（児童発達管理責任者を含む）を別々に配置した場合は、利用定員の合計数ではなく、各障害児通所支援の利用定員を報酬算定上の定員規模とする。

### ★ 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R1.10月～新設）について

#### 《令和3年度報酬改定における主な変更点》

- 処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに処遇改善特別加算は廃止。  
※令和3年3月31日時点で当該加算を算定しており、令和3年度も引き続き算定する事業所の場合は、令和4年3月31日まで算定可能。
- 短期入所及び障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いが終了（サービスごとの加算率が適用）。
- 職場環境等要件の項目が見直し。
- 特定加算の事業所における配分方法について、「経験・技能のある障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均が「他の障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均を、「2倍以上」から「上回ること」に変更。

## (1) 届出

加算の算定開始月の**2か月前**までに(4月から算定開始する場合は、2月末までに届出)、各事業所を所管する指定権者に処遇改善計画書等の提出が必要。

複数の障害福祉サービス等を行う法人で同一の就業規則等により運営されている場合、処遇改善計画書を法人ごとに一括して作成し、各事業所を所管する指定権者に提出することができる。

※ 令和2年度から、処遇改善計画書及び実績報告書の様式が統合。

## (2) 賃金改善の実績報告

各事業年度における処遇改善加算の**最終支払月の翌々月の末日**までに、各事業所を所管する指定権者に、処遇改善実績報告書を提出すること。

(加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。)

## (3) 処遇改善の対象となる職員

### ① 福祉・介護職員処遇改善加算の場合

福祉・介護職員が対象

※ 管理者及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は含まれない。(直接処遇職員のみ)

#### 【福祉・介護職員とは】

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者(注1)、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

(注1) 障害福祉サービス経験者・・・障害児通所支援事業の指定基準に定められている高校卒業程度であって、2年以上障害福祉サービスの業務に従事した者(令和5年3月31日まで対象)

### ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(R1.10月～新設)の場合

※ 人材確保の観点から、更なる処遇改善のために創設。従来の福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(III)を算定するなどの要件あり。事業所内の職員を、

「A:経験・技能のある障がい福祉人材(勤続10年以上の介護福祉士等)」、

「B:他の障がい福祉人材(勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員)」、

「C:その他の職種(A, B以外)」に分け、

Aグループを重点的に賃金改善しつつ、B・Cグループにも配分ルールに従って賃金改善可能。

「A:経験・技能のある障がい福祉人材」…以下に該当する者で、勤続10年以上の職員を基本。

- ・福祉・介護職員のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格保有者
- ・心理指導担当職員(公認心理師含む)
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

従来の処遇改善加算では対象外

(他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定。)

「B:他の障がい福祉人材」…Aグループに該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

「C:その他の職種」…障がい福祉人材以外の職員

## (4) 賃金改善にかかる留意点

① 賃金改善額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、全額返還となることに十分注意すること。(差額の返還とはならない。)

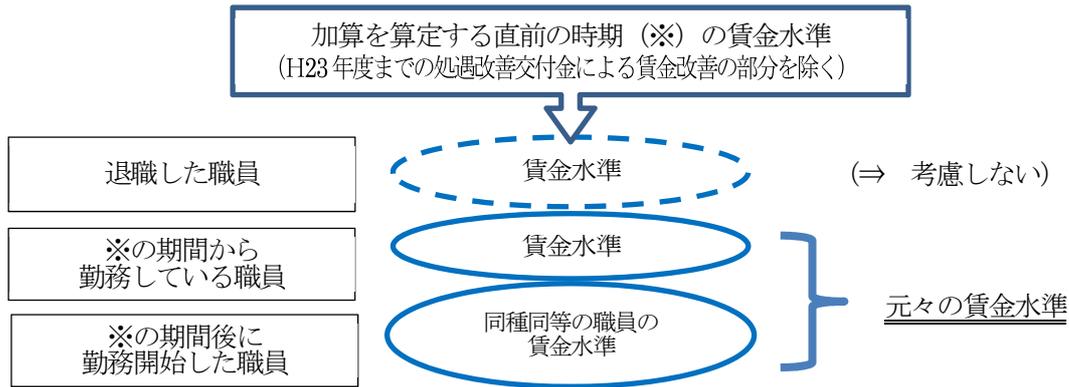
② 非正規職員を正規職員に転換した場合、転換に伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれない。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれない。

(比較対象の年度における賃金水準との差分が、賃金改善額となる)

③ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(R1.10月～新設)と従来の福祉・介護職員処遇改善加算は別々に各加算の算定要件を満たして賃金改善を行う必要がある。

④ 賃金改善計画書及び就業規則等を文書・掲示物等で職員に周知する必要があること。

(参考) 元々の賃金水準のイメージ



## (5) 関係通知

### ① 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算

- 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
- 報酬改定Q&A (H24. 8. 31) (H27. 4. 30) (H29. 3. 30) (R3. 3. 29)

### ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (R1. 10月～新設)

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
- 報酬改定Q&A (R1. 5. 17) (R1. 7. 29) (R1. 10. 11) (R2. 3. 31)

## ● 就労移行支援の適正な実施について

厚生労働省通知(令和元年11月5日付け障障発1105第1号)により、以下の取扱いとするようになっておりますので、就労移行支援事業所におかれては、ご注意ください。(令和2年2月1日から適用)

### (1) 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

- 利用者が就職した場合は、支給決定市町村に適時に報告すること。
- 利用開始時に利用申込者に対し、一般就労へ移行(就職)した場合は就労移行支援事業所からの退所事由となる旨を説明すること。

### (2) 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

- 利用者が一般就労へ移行した後は、通常、就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費を算定することはできない。  
ただし、例外的に、市町村が利用者の就職を把握したうえで、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて支給決定を行った場合に限り、就職後も新たに就労移行支援の利用を可能とする。

### (3) 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書により、基本報酬の算定区分を届け出る際、前年度における就職後6月以上定着者の状況を確認するため、就労移行支援を利用後に一般就労し、雇用が継続していることを確認できる書類を添付すること。

## ● 記入漏れ等不備が多い箇所

### (1) 体制届出書

- 届出年月日(1ページ右上)、異動等の区分・異動項目(2ページ)の記入漏れ
- 特記事項(変更前と変更後)(2ページ)に具体的な記載がない

### (2) 体制等状況一覧表(附表1)

- 定員数や運用開始日の記載漏れ
- 届出を行うサービスについて、全ての項目を○で囲んでいない。

### (3) その他

- 様式以外の添付書類の不備



## 7. 業務管理体制の届出について（事業所の開設、法令遵守責任者等の変更等）

平成24年4月1日から、障がい者（児）事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備を行い、その内容の届出が義務付けられています。届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります、指定を受ける事業所又は施設の数に応じて、整備すべき業務管理体制が定められています。

新規事業所の開設や、届出の根拠条文が異なるサービスの追加の場合、**業務管理体制整備（区分変更）届出書**の提出が必要です。

また、1つの市町に特定（障害児）相談支援事業所を開設している場合で、愛媛県内の他の市町に特定（障害児）相談支援事業所を開設する場合には、提出先を既設の事業所所在の市町から県に変更（区分変更）する必要があり、変更前の市町と変更後の県に提出する必要があります。（複数の都道府県に指定事業所を設置する場合は国に変更）

法令遵守責任者等、既に提出している届出書の事項に変更がある場合は、**業務管理体制変更届出書**の提出が必要です。

平成31年4月1日から、業務管理体制の整備に関する事務が中核市に移譲されていますので、松山市からのみ指定を受けている場合は、届出先にご注意ください。

### ● 業務管理体制の届出に係る根拠法令及び提出先（下線部分は平成31年4月1日～）

根拠条文		総合支援法第51条の2	総合支援法第51条の31	児童福祉法第21条の5の26	児童福祉法第24条の19の2	児童福祉法第24条の38					
指定を受けるサービス		①障害福祉サービス	②障害者支援施設	③一般相談支援	④特定相談支援	⑤障害児通所支援	⑥障害児入所支援	⑦障害児相談支援			
届出先	国	①、②の指定を2以上の都道府県から受けている場合		③、④の指定を2以上の都道府県から受けている場合		⑤の指定を2以上の都道府県から受けている場合		⑥の指定を2以上の都道府県から受けている場合		⑦の指定を2以上の都道府県から受けている場合	
	都道府県	上記、 <u>下記</u> 以外		上記、 <u>下記</u> 以外		上記、 <u>下記</u> 以外		上記以外		上記、下記以外	
	指定都市・ <u>中核市</u> （H31.4～）	①、②の指定を1の指定都市又は <u>1の中核市</u> から受けている場合		③、④の指定を1の指定都市又は <u>1の中核市</u> から受けている場合		⑤の指定を1の指定都市又は <u>1の中核市</u> から受けている場合		/		⑦の指定を1の指定都市又は1の中核市から受けている場合	
	上記以外の市町村	/		/		/				/	
	④の指定を1の市町村から受けている場合										

※根拠規定ごとに業務管理体制の届出が必要

※下線箇所は、①、②、③、⑤の事業に係る「業務管理体制の整備に関する事務」がH31年4月1日に中核市に移譲されることによる改正。

#### （提出先の例）

- ① 1の市町村内で特定相談支援事業を行う ⇒ 指定している市町村に業務管理体制を届出
- ② 1の市町村内で一般相談支援事業と特定相談支援事業を行う ⇒ 都道府県に届出（※松山市の場合は松山市へ提出）
- ③ 1の市町村内で特定相談支援事業を行っていたが、県内の別の市町村にも特定相談支援事業所を新設 ⇒ 都道府県と、当初指定を受けている市町村の両方に区分変更（所管の変更）の届出
- ④ 1の市町村内で障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、特定相談支援事業を行う ⇒ それぞれの根拠規定に基づき、都道府県と市町村にそれぞれ届出  
（例）生活介護、放課後等デイサービス、計画相談支援を行う場合は、3通を各届出先へ提出

● 整備すべき業務管理体制

(障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2、第25条の26の9)

事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制の内容	①法令遵守責任者の選任	①法令遵守責任者の選任	①法令遵守責任者の選任
		②法令遵守規程の整備	②法令遵守規程の整備
			③自主監査の実施

(注) 事業所の数は、サービス種別ごとに1事業所と数えます。

事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は異なる事業所として数えます。

(例：同一事業所が、居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合、事業所の数は2つと数えます。)

● 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村 (障がい福祉担当課)
③ (H31年4月～) 事業所等が松山市にのみ所在する事業者 (指定障害児入所施設を除く)	松山市 (障がい福祉課又は保健予防課)
④ 上記以外の事業者	愛媛県 (法人本部所在(県外の場合は主たる事業所所在)の地方局地域福祉課)

● 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 〃 主たる事務所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が <u>20 以上</u> の事業者
④ 上記に加え、「自主監査の実施」の概要	事業所等の数が <u>100 以上</u> の事業者

(注) 「法令遵守責任者」等の業務管理体制の整備に関する変更のほか、事業者(法人)の名称、主たる事業所の所在地、代表者(住所変更を含む)が変更した場合も、業務管理体制変更届出書の提出が必要です。

(注) 事業所等の指定や廃止等の変更については、事業所の数が変更し、整備すべき業務管理体制の事項が変更された場合にのみ届け出てください。

● 業務管理体制の届出に必要な書類及び様式は、愛媛県及び松山市のホームページに掲載しています。

[参考資料3](#) (指定申請書等の様式 掲載ホームページ) をご参照ください。



## Ⅱ その他留意事項について



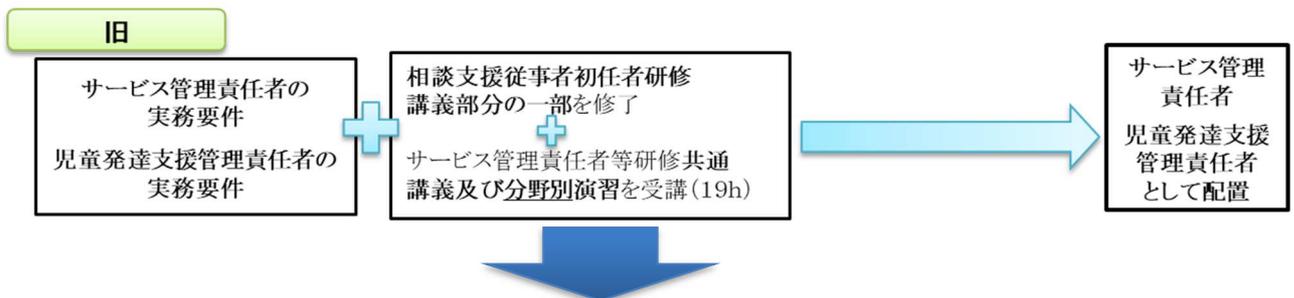
### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する注意点

平成31年4月からサービス管理責任者の分野別研修及び児童発達支援管理責任者研修の統一及び見直しにより、研修の基礎研修、実践研修、更新研修の区分化や、5年ごとに更新研修の受講が必須化されておりますのでご注意ください。

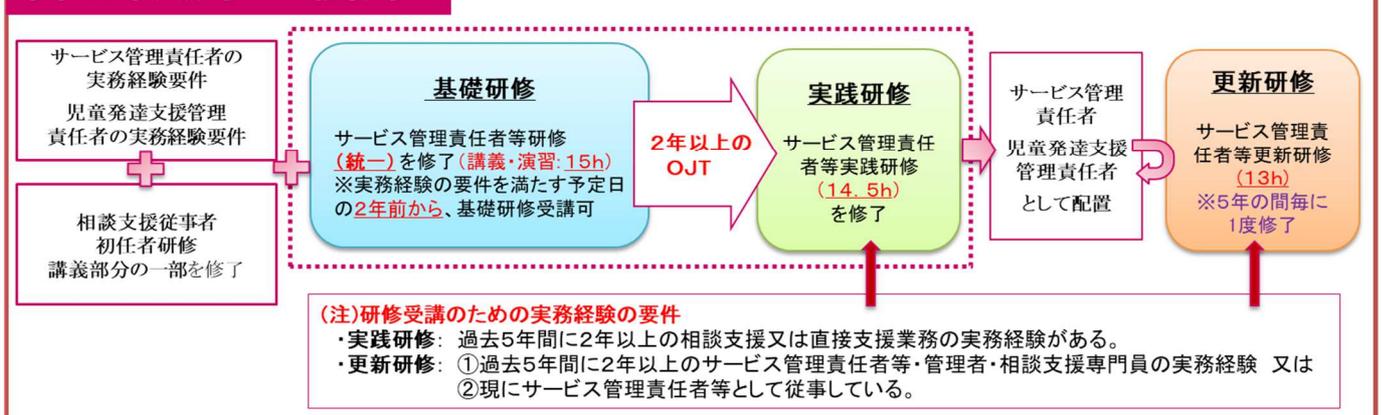
※旧体系の研修修了者は令和5年度末までに更新研修の修了が必要。

平成31年4月から研修制度の見直しにより、一定期間毎の知識や技術の更新、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図るため、基礎研修、実践研修、更新研修の3つの研修に分かれることとなりました。加えて、研修受講のための一定の実務経験の要件が設定されています。

### 《研修体系の見直し》



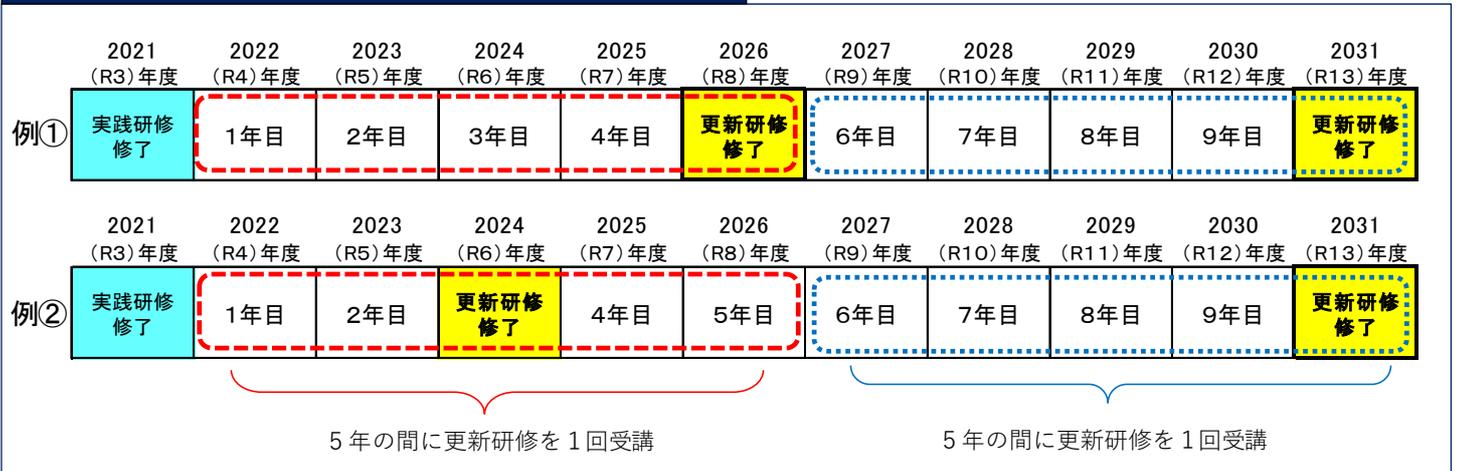
### 令和元年度からの研修体系



## ○ 更新研修について

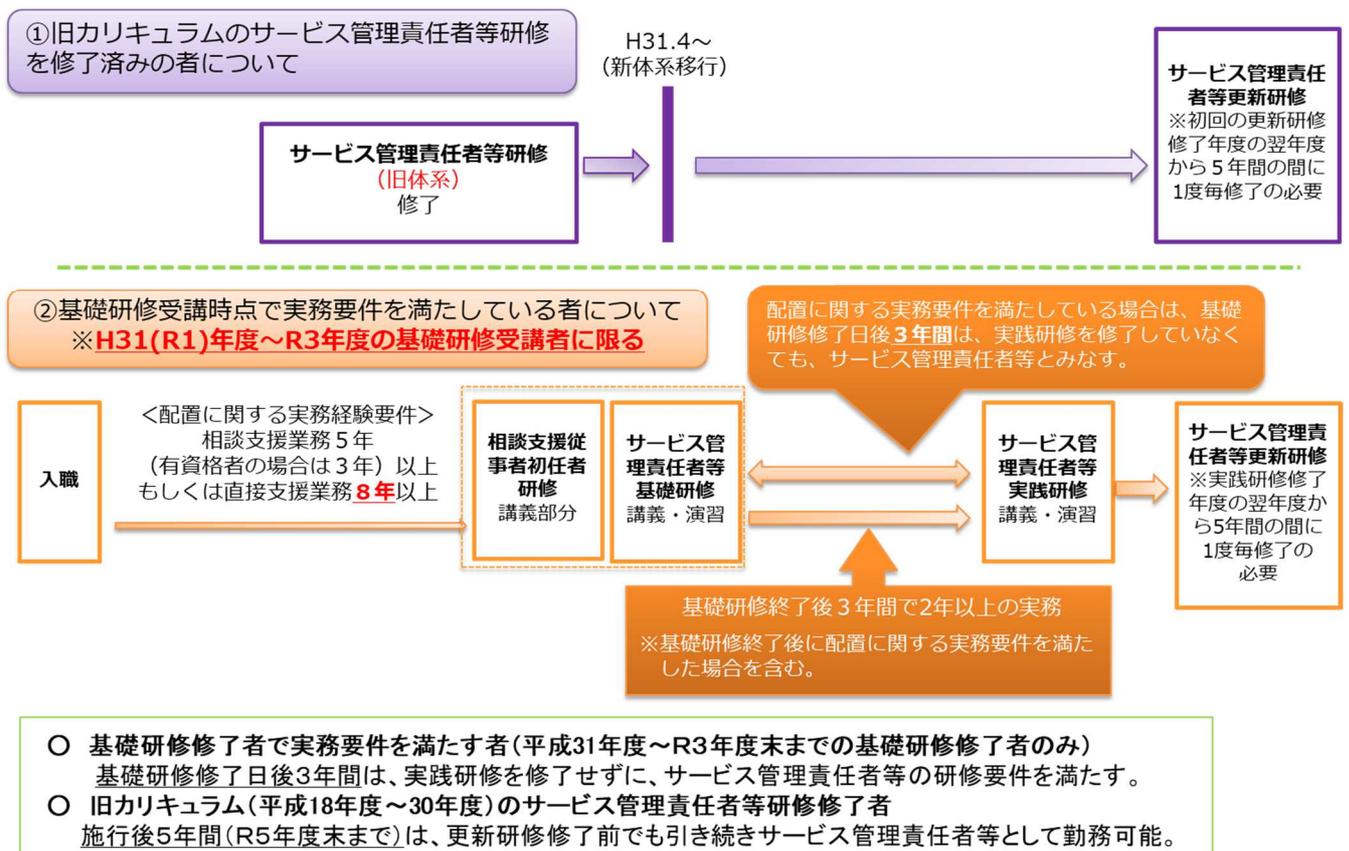
更新研修は、実践研修の翌年度から起算して5年度ごとに1回の受講が必要です。なお、5年度の枠ごとに更新研修を受講していれば、1回目と2回目の更新研修受講の間隔が6年以上となっても可能です（例2の場合）。

### （例）令和3年度に実践研修修了した方の更新研修受講例



## ○ 経過措置について

平成30年度までの旧カリキュラムによる研修修了者及び令和元年度から令和3年度までの新カリキュラムによる研修受講者について、それぞれ経過措置が適用されます。



## ○ 配置時の取扱いの緩和等（基礎研修修了者）

基礎研修修了者は、2人目以降のサービス管理責任者等としては配置可能。また、個別支援計画の原案の作成が可能です。

サービス管理責任者の要件となる実務経験 (2019年4月時点)

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 次に示す(一)及び(二)の期間が通算して5年以上であること
  - ② (三)の期間が通算して8年以上であること
  - ③ (一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)の期間が通算して3年以上であること
- ※従事する事業が以下に準ずるものである場合を含む。

(一) 相談支援業務	次のa～fに従事する者が、 <b>相談支援の業務</b> （身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間		(二) と通算して5年以上
	a	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	b	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	c	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	d	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	e	特別支援学校	
f	病院、診療所（ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、(四)に掲げる資格を有する者並びに(一)のa～eに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る。）		
(二) 直接支援業務  (資格あり)	次のa～eに従事する者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、 <b>直接支援の業務</b> （身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間		(一) と通算して5年以上
	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床	
	b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
	c	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	d	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所	
	e	特別支援学校	
(三) 直接支援業務  (資格なし)	(二)のa～eに勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <b>直接支援の業務</b> に従事した期間		通算8年以上
(四) 国家資格者	(一)から(三)までの期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		通算3年以上

(注)

1. ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。  
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)
2. 国家資格等による業務に5年(現在は3年)以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年(現在は6年)以上の実務経験ではなく、5年(現在は3年)以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験(2019年4月時点)

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること
  - ② ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること
  - ③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上、かつ、への期間が通算して5年以上であること
- ※従事する事業が以下に準ずるものである場合を含む。

イ 相談支援業務	次の(1)～(6)に従事する者が、 <b>相談支援の業務</b> (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 学校(大学を除く) (6) 病院、診療所(ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、へに掲げる資格を有する者並びにイ(1)～(5)の期間が1年以上の者に限る。)	ハを除外して3年以上 ロと通算して5年以上
ロ 資格あり 直接支援業務	次の(1)～(5)に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 <b>直接支援の業務</b> (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。))を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 (1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。) (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 (3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (4) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所 (5) 学校(大学を除く)	ハを除外して3年以上 イと通算して5年以上
ハ 除外期間	イ及びロの従事者であって、イ(3)のうち、老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事期間と、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間を合算した期間(準ずる場合を含む)	
ニ (資格なし) 直接支援業務	ロ(1)～(5)に勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <b>直接支援の業務</b> に従事した期間	ホを除外して3年以上 通算8年以上
ホ 除外期間	ニの従事者であって、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間(準ずる場合を含む)	
へ 国家資格者	イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を除外した期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算5年以上

(注)

1. ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。  
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)
2. 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。